

正	誤
	令和六年十一月二十一日(号外第二百七十一号)公布国土交通省令第百号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令) (原稿誤り) 一五ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。 (ホテル又は旅館の客室)
第十条 (略)	2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 (略)
	二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ (略)
	ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第九条第一項第二号イ及びロに掲げるものであること。
	三 (略)
	同ページ改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。 (ホテル又は旅館の客室)
第十条 (略)	2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 (略)

	二	便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。		
	イ（略）			
	ロ	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。		
	三（略）			
ページ	段	行	誤	正
			令和六年八月六日国土交通省告示第七十四号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件） （原稿誤り）	令和六年八月六日国土交通省告示第七十四号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件） （原稿誤り）
	七上	二二	法	高齢者、障害者等が利用する法律
			令和七年三月十一日（号外第四十八号）環境省告示第二十二号（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件） （原稿誤り）	令和七年三月十一日（号外第四十八号）環境省告示第二十二号（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件） （原稿誤り）
			二〇ページ改正前欄二行目から七行目までは次のとおり誤り。	二〇ページ改正前欄二行目から七行目までは次のとおり誤り。
			塩素化合物のうち4-M ₂ CB、2,4'-D ₂ CB、2,4,4'-T ₃ CB、2,2',5,5'-T ₄ CB、2,2',4,4',5,5'-P ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-P ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-H ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-H ₆ CB、2,2',3,3',4,4',5,5'-O ₈ CB、2,2',3,3',4,4',5,5',6-N ₆ CB及び2,2',3,3',4,4',5,5',6,6'-D ₁₀ CB	塩素化合物のうち4-M ₂ CB、2,4'-D ₂ CB、2,4,4'-T ₃ CB、2,2',5,5'-T ₄ CB、2,2',4,4',5,5'-P ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-P ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-H ₆ CB、2,2',3,4,4',5,5'-H ₆ CB、2,2',3,3',4,4',5,5'-O ₈ CB、2,2',3,3',4,4',5,5',6-N ₆ CB及び2,2',3,3',4,4',5,5',6,6'-D ₁₀ CB
			二五ページ改正前欄終りから三行目の「フルンヘンキヤン」は「フルンヘンキヤン」の誤り。	二五ページ改正前欄終りから三行目の「フルンヘンキヤン」は「フルンヘンキヤン」の誤り。

正 誤			
ページ	段 行	誤	正
令和六年九月三十日目次欄中			
(原稿誤り)			
一三	八	贈与に関する日	贈与に関する取
	本国	極の修正に関する日本国	
(原稿誤り)			
目次及び本文において、令和七年三月二十四日外務省告示第百十六号を削除する。			
令和六年七月九日(号外第百六十四号)国土交通省告示第千五号(現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示)			
(原稿誤り)			
二二	第十條	改正後欄(5)	(4)
	終りから	五	
二八	改正後欄含む。		含む。以下同じ
令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件)			
(原稿誤り)			
七上	終りから	四	いずれか(公衆便所にあつては、第一号から第三号までのいずれか)
令和七年一月十日(号外第五号)国土交通省告示第十二号(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示)			
(原稿誤り)			
五二ページ一二行目から三〇行目までを削除する。			